8）当該包装物（混合包装されたものを含む。）は、輸送禁止物件に含まれない物件を収納した包装物と分けて輸送人に引き渡されること。
9）混合包装する場合、一の荷送人により梱包される包装物は一つに限ること。
10）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
11）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
12）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

別表第１備考Ⅲ⑨「969」の項セクションⅡを次のように改める。

セクションⅡ

以下の基準を満たすこと。

包装物当たりの許容質量		外　装　容　器
旅客機	旅客機以外の航空機	
5kg	5kg	ドラム ジェリカン 箱

(注)1）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
2）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
3）短絡を防止する措置をすること。
4）密閉された内装容器に梱包し、強固な硬質の外装容器に収納されること。
5）装置は、外装容器内で動かないように固定するとともに、輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
6）各包装物の電池の最大個数は、機器を作動させるために必要な最小個数に予備の電池２個を加えたものであること。
7）各包装物は、1.2mの高さからどのように落下させても、電池の損傷、電池同士が接触するような移動又は内容物の漏出がないこと。
8）各包装物には第４号の５様式のラベルが貼付されていること。また、包装物は、当該ラベルを折り曲げずに包装物の一つの面に貼付することができる十分な大きさであること。なお、混合包装する場合、混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、当該ラベルを見やすいように付さなければならない。ただし、各包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。
9）リチウムイオン電池（装置に組み込まれたもの）及びリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）を組み合わせて包装する場合は、第７条の規定に従うとともに、包装物のリチウム電池の総質量は、５kgを超えないこと。
10）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
11）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
12）外装容器の箱は、鋼、アルミニウムその他金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

別表第１備考Ⅲ⑨「970」の項セクションⅠ及びセクションⅡを次のように改める。

セクションⅠ

以下の基準を満たすこと。

国　連　番　号	包装物当たりの許容質量		外　装　容　器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3091（装置に組み込まれたものに限る。）	5kg	35kg	ドラム ジェリカン 箱

(注)1）その他の有害物件として取り扱うこと。
2）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
3）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
4）装置に内蔵された単電池又は組電池のリチウム金属含有量が一の単電池当たり12ｇ、一の組電池当たり500ｇ以下であること。
5）装置は、強固な硬質の外装容器内で動かないように固定し、収納すること。ただし、装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有する場合にあっては、外装容器に収納しないで輸送することができる。
6）輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
7）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
8）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
9）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

セクションⅡ

以下の基準を満たすこと。

包装物当たりの許容質量		外　装　容　器
旅客機	旅客機以外の航空機	
5kg	5kg	ドラム ジェリカン 箱

(注)1）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
2）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。
3）短絡を防止する措置をすること。
4）装置は、強固な硬質の外装容器内で動かないように固定し、収納すること。ただし、装置自体が強固な外装容器と同等の強度を有する場合にあっては、外装容器に収納しないで輸送することができる。
5）輸送中における偶発的な作動を防止する措置をすること。
6）機器は、輸送中に大きな警告音及び閃光を発するものではないこと。